

平成 25 年 5 月 29 日

総務省総合通信基盤局  
電波部基幹通信課重要無線室御中

郵便番号 105-7317  
住所 (ふりがな) 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
氏名 (ふりがな) ソフトバンクモバイル株式会社  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
住所 (ふりがな) 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
氏名 (ふりがな) ソフトバンクテレコム株式会社  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7304  
住所 (ふりがな) 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
氏名 (ふりがな) ソフトバンク BB 株式会社  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い致します。

(連絡先)



## 意見書

VHF-High 帯（170～202.5MHz）の公共ブロードバンド移動無線システム（200MHz 帯広帯域移動無線通信システム）は、同じ周波数帯において防災機関や地方公共団体等が別々に異なる技術方式を用いるよりも、電気通信事業者が全国単位の免許を取得して全国ネットワークを整備し安定的にシステムが稼動する役割を担い、地方公共団体等の防災機関等がこのネットワークを利用することによって、全国を同一のシステムでより効率的な周波数の利用を可能とするべきであると考えます。

この帯域は地上テレビジョン放送のデジタル化で空いた貴重な周波数であり、この 32.5MHz 幅を有効活用するには、周波数有効利用の観点から、国・地方公共団体等の他に電気通信事業者等も割当て可能となる免許方針を策定していただくことを要望いたします。

具体的には、今回の電波法関係審査基準の一部改正案において、別紙 2 無線局の目的別審査基準（第 5 条関係） 第 2 陸上関係 の 2 公共業務用無線局 （21） 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局「200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局は、その公共的性格に鑑み、国、地方公共団体、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定により設けられる協議会又は同法第 284 条の規定により設けられる組合が開設する公共業務用無線局であること。」とありますが、電気通信事業者も開設対象者としてこの表記に追加いただくことを要望いたします。

また、VHF-High 帯の公共ブロードバンド移動無線システムの技術基準は、新たな技術方式等が開発された場合は、技術の進歩に合わせ柔軟に追加で導入していただくことを要望いたします。例えば、TDD システムにおいては、数年前は WiMAX が世界的な主流でしたが、現状は TD-LTE に移行している状況であり、TD-LTE をこの帯域に導入できる技術条件を策定するべきであると考えます。

以上